

声 明

生活保護基準引下げ違憲兵庫訴訟 神戸地裁判決について

2021年（令和3年）12月16日

生活保護基準引下げ違憲兵庫訴訟原告団
生活保護基準引下げ違憲兵庫訴訟弁護団
兵庫生存権裁判を支援する会

本日、神戸地方裁判所第2民事部（小池明善裁判長）は、生活保護基準引下げ違憲兵庫訴訟について、原告らの請求を認めないとする不当判決を言い渡した。

本訴訟は、神戸、尼崎、伊丹、明石の各市内の生活保護利用者合計24名が、生活保護の実施機関である各市を被告として、2013年から3回に分けて行われた生活保護基準の見直しを理由とする各保護変更決定処分（生活保護基準引下げ）の取消しを求めた裁判であり、全国29地裁で提起された同種訴訟では、7件目の判決である。

本判決は、①本件改定による生活保護基準が「健康で文化的な最低限度の生活」の需要を満たすに十分とはいえない実態を無視し、②本件改定が生活保護基準を引き下げるもので憲法25条2項及び社会権規約に基づく制度後退禁止原則に違反している点についての判断を誤り、③本件改定が事実誤認に基づく財政制度等審議会の建議と平仄を合わせるとともに、生活保護法8条2項の誤った解釈に基づく違法な目的によるものである点の判断を誤り、更に、④生活保護基準の決定に関する厚生労働大臣に広範な裁量を認めた上、本件各引下げ処分は裁量の範囲内であると認定し、原告の請求を棄却した。

本判決は、厚生労働大臣の無限定な裁量を認めただけで、原告らの主張をまともに判断することなく、原告らの生活実態自体をまったく認定せず、最低生計費調査の結果等について法廷で証言をした金澤誠一教授の証言内容、及び、生活保護法8条2項を憲法適合的に解釈しなければならないとする高田篤教授の鑑定書に対しても言及すらしていない点で、裁判所の職責を放棄する、極めて不当なものである。

更に、本判決は、厚生労働大臣が生活保護基準部会による専門的判断を無視して独断で保護基準を引下げたことに目をつぶり、引下げの内容についての実質的な検討をすることなく、本件引下げを裁量の範囲内であると安易に認定した。

生活保護制度は他の諸制度や諸施策と法律上、事実上連動し、保護基準はナショナルミニマム（国民的最低限）として生活全般に極めて重大な影響を及ぼす。格差と貧困が拡大固定化する中で、全世界的に猛威を振るう新型コロナウイルス感染症の拡大は、現在の社会保障制度の脆弱さを浮き彫りにするとともに、最後のセーフティネットとしての生活保護の重要性をも明らかにした。それにもかかわらず、生活保護費10%削減という自民党の政権公約を実現する目的でなされた今般の引下

げを安易に追認した本判決は、行政を追認して司法の役割を放棄したものに等しく、到底容認できるものではない。

私たちは、被告らが生活保護基準を引下げられた全ての生活保護利用者に対し真摯に謝罪し、速やかに2013年引下げ前の生活保護基準に戻し、生活保護利用者の健康で文化的な生活を保障するまで断固として闘い抜く決意である。

以上